

リスク管理



企業の育児介護に対する支援を義務付ける育児介護休業法の重要性が高まつており、今回の改正も主に育児に関する新たな支援策を企業に義務付けるものとなっている。改正の概要は次の4点である。

①父親に育児休業取得促進のため、両親が育児休業を取る場合、休業期間を1歳2か月までに延長。

②3歳までの子を育てて

④介護のための休暇を拡充。
⑤子の看護のための休暇を新たに義務付け。

2010年6月30日から
育児介護休業法が改正
施行される。少子高齢化
が進む我が国において、

る労働者に対して時間短縮勤務制度及び所定労働時間を超えて働くかない労働制度を設置することを義務付け。

育児介護休業法改正

23

企業の雇用リスクマネジメント

で従業員から要求があれば必ず認めなければならない」となった。この制度を活用することによって、子をもつた従業者は1歳(両親ともに育休業を取る場合は1歳6ヶ月、保育園の入園が難である場合は1歳6ヶ月)までの育児休業に連続して、子が3歳になるまでは育児時短で子と仕事を両立させることが可能である。

られた部分については無給となるのが原則である。しかし、月給制の正社員が時給制に変わることはないので、1ヶ月の月給を時間短縮に合わせて8分の6として月給での支給が継続される。賞与、退職金も時間短縮に比例して減額される。したがるが、支給しないことは違法である。

結局、育児時短は育児のための短時間正社員制度をすべての企業に義務付けたことになるのである。勤務時間の長短にかわらず正社員として差別されない制度であり、育児のためのワークシエアリング制度といえるものである。しかも、1人の子について3歳までとなっており、育児時短で

勤務している間に第2子、第3子と出産が続いた場合、育児時短期間間に短時間勤務者に対する対応を考えなければならぬ。企業としては、本格的に延長されることになる。企業としては、本格的に短時間勤務者に対する対応を考えなければならない。育児時短を取得しない。育児時短を取得している部署の他の従業員に対する負担にも配慮が必要だからである。

第二章 重慶農業銀行：社會主義計劃經濟的力、量

短時間勤務者に対応を